

野外焼却（野焼き）はやめましょう！

環境課

☎ 973-5594

ごみの野外焼却いわゆる「野焼き」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。

違反した場合は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処せられることもあります。

煙やにおいは、健康被害を引きおこすことがあります。ご近所にとっては大変不快なものです。

ごみは、野焼きせず適正に処理しましょう！

消防本部からのお知らせ

消防本部 予防課

☎ 975-2119

「リチウムイオン電池を用いた蓄電池設備等の注意点」

リチウムイオン電池は、携帯電話やパソコン等様々な用途に使用されており、近年では電気自動車や家庭用蓄電池にも使用され、広く国民生活に普及しています。

一方、リチウムイオン電池の電解液には、危険物（第4類第2石油類）が使用され、指定数量以上（1,000kg以上）のリチウムイオン電池を製造又は保管する施設については、消防法令に基づき危険物施設として、一定の安全対策を講ずる必要があります。

なお、詳細については、消防本部予防課までお問い合わせください。

「障害者虐待防止法」が施行されます！

障がい者が家族や施設などの職員、会社の事業主から「虐待」を受けることが大きな社会問題となっており、平成24年10月「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（「障害者虐待防止法」）が施行されました。

○障害者虐待防止法とは？

障がい者虐待の防止や早期発見・早期対応、家族などの養護者に対する支援を充実すること等により、障がい者の尊厳の保持、自立や社会参加の促進を図り、権利利益を擁護することを目的としています。

○対象となる障がい者は？

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）のある人、その他心身の機能の障がいがある人で、障害や社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人が対象となります。（障害者手帳を取得していない人や18歳未満の人も対象になります。）

○障がい者虐待とは？

「養護者による障がい者虐待」・「障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待」・「使用者による障がい者虐待」の3種類に分けています。

○こんなことは障がい者虐待になります！

「身体的虐待」・「性的虐待」・「心理的虐待」・「放棄・放任（ネグレクト）」・「経済的虐待」があります。虐待は絶対あってはならないことですが、虐待と気づかないまま起きているおそれもあります。

- ◆特定の人や家庭、場所ではなく、どこの家庭でも怒りうる問題です。
 - ◆虐待している人に、虐待している認識がない場合があります。
 - ◆虐待をされている人が虐待だと認識できないで、自分から被害を訴えられない場合があります。
- そのため、虐待を防ぐためには、市民一人ひとりがこの問題を認識して、小さな兆候を見逃さずに早期に発見することが大切です。

○障がい者虐待を発見したら・虐待を受けてお困りの障がい者の方は

障がい者の虐待や養護者の支援に関する相談、通報、お問い合わせは下記まで
うま市役所 障がい福祉課
電話 /098-973-5452 FAX/098-973-5103

※虐待に気づいた人には、市町村窓口への通報義務があります。安心して暮らせる社会づくりや早めの対応・支援が、虐待されている障害者だけでなく、虐待している家族などが抱える問題の解決にもつながります。あなたのご協力をお願いします。（秘密は厳守されます）